



令和 6 年 7 月 3 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

保育料等及び国民健康保険の事務処理誤りについて

本市において、不適切な事務処理が判明しましたので、以下のとおりお知らせします。

事案① 保育料等の未還付について

令和 4 年度及び令和 5 年度の保育料と給食費において、適切な還付手続きが行われていないことが下記のとおり判明しました。

対象となる保護者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 原因

保育園の退所等による保育料等の再計算を行った際に、速やかに該当保護者へ未還付通知及び還付請求書を送付すべきところ、事務手続きを先送りしたことにより適正な還付期間を過ぎることとなり、その後の還付事務も怠ったため。

2 発覚及び現在までの経緯

令和 6 年 6 月に収納状況の確認を改めて行っていたところ、保育料等の収納状況に還付手続きのされていない保育料等が発覚したもので、その後、システムや還付手続きの記録等を調査し、令和 4 年度及び令和 5 年度における保育料等の未還付が判明しました。

3 未還付の対象者数及び影響額

未還付の対象者 20 名（対象件数 30 件） 金額 279,080 円

4 対応の状況

未還付の該当保護者に対し、お詫びの文書を送付するとともに、還付請求書の提出を依頼し、提出された還付請求書により保育料等の還付を行っております。

5 再発防止策

保育料等の収納について、システム間の月末の納付件数及び収納額の突合を確実にし、別の職員において保育課が作成している帳票でダブルチェックを実施するとともに、未還付等一覧の帳票を作成して係内で共有する。また、その結果を取りまとめて課内において毎月の確認を実施することで、二度と本事案のようなことが起きないように適正な事務処理に万全を期するとともに、信頼回復に努めてまいります。

事案② 国民健康保険における所得入力誤りについて

令和３年度から令和５年度までの国民健康保険に係る転入者の所得照会の入力事務に誤りがあり、一部の国民健康保険加入世帯において、軽減判定の誤りにより保険料を過大に賦課していたこと、高額療養費に係る限度額区分判定の誤りにより高額療養費及び食事療養費に未払いがあることが下記のとおり判明しました。

対象となる被保険者等の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 原因

令和３年１月に国民健康保険のシステム更新があり、従来のシステムから所得入力の方法が変わったことにより、新たなシステムへの入力方法を誤ったため。

2 発覚及び現在までの経緯

令和６年６月に、該当世帯の限度額認定証の区分に疑義が生じ、所得入力の誤りが判明しました。

3 所得入力誤りによる影響

① 保険料の過大賦課	15 世帯	59,200 円
② 高額療養費の未払い	6 世帯	411,021 円
③ 食事療養費の未払い	8 世帯	87,750 円

4 対応の状況

上記３の世帯にお詫びの文書をお送りするとともに、還付すべき保険料については速やかに還付手続きを、高額療養費と食事療養費の未払いについては速やかに支給手続きを行います。

5 再発防止策

本事案の発生を踏まえ、システム更新の際は、事務手続きの手順変更の有無についての確認を行い、正確な運用を徹底します。

今後、新システムの運用について、二度と本事案のようなことが起きないように、適正な事務処理に万全を期すとともに、信頼回復に努めてまいります。

【事案①に対する問い合わせ先】

豊川市役所 子ども健康部保育課 津村、鈴木
TEL:0533-89-2274 Eメール:hoiku@city.toyokawa.lg.jp

【事案②に対する問い合わせ先】

豊川市役所 福祉部保険年金課 松本、鈴木
TEL:0533-89-2118 Eメール:hokennenkin@city.toyokawa.lg.jp